

請 願 文 書 表
(令和2年第1回定例会)

請 願 第 2 号	令和2年2月19日受理
付 託 委 員 会	文教経済常任委員会
件 名	種苗法改正（自家増殖（採種）禁止法）案に関する件
紹 介 議 員	三 田 登 議員 植 田 進 議員 飯 川 英 樹 議員 堀 口 明 子 議員
請 願 要 旨	<p>令和2年1月20日から開催される通常国会で、種苗法改正（自家増殖（採種）禁止法）案が審議されます。種苗法は平成10年に公布された新品種を開発し、品種登録した者の権利を守ることを目的にした法律です。</p> <p>現行種苗法（種苗法第19条）では、新しい品種をつくって登録すると、育成者に「育成者権」が与えられ、種苗法第21条では登録品種の育成者権を定めながらも、自家増殖（採種）を原則認めています。</p> <p>農水省省令による自家採種禁止植物以外、農業者は、種を購入すれば自由に自家採種し、種を蒔いたり植えたり加工することができます。登録品種においても、自家採種は認められています（農水省の省令で指定されると登録品種は自家採種禁止となる）。</p> <p>農水省省令による自家採種禁止植物の種類は、2016年まで82種でしたが、2017年に289種に急増し、現在400種近くに及んでいます。現在も農水省は自家採種を制限する動きを強めているのです。</p> <p>種苗法改正案が成立すると、登録品種の自家増殖は許諾制となります。農水省によると適用されるのは登録品種であり、非登録品種は引き続き自家増殖できるとの見解ですが、自家増殖「原則容認」を「原則禁止」に180度転換する方針をすでに示しています。</p> <p>農業者はロイヤリティを支払い、許諾をもらうか、作付のたびに苗を購入しなければならなくなります。違反すれば10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金を科す刑事罰の対象となり、また、共謀罪も適用されることとなります。</p> <p>もしも種子企業が先に、品種登録したものを知らずに自家増殖すれば、権利の侵害になり告訴され、損害賠償を請求される可能性もあるのです。品種登録されたら最後。これではもう、日本で農業を出来なくなります。特に高齢化や</p>

請 願 文 書 表
(令和2年第1回定例会)

零細な経営に苦しんでいる個人農家は、離農を余儀なくされるのではないでしようか。

ラテンアメリカやインドでは、多国籍化学企業は遺伝子組み換え種子を導入するにあたり、種子法を廃止させ、知的財産権として自社の権利を確立した種子を品種登録しました（2014年時点で世界の種子市場の7割が数社の多国籍化学企業に占有されています）。

多国籍化学企業は農家に対して種子、農薬、化学肥料をセット売りし、収穫物の全量買い取り委託契約を結ばせ、生産から販売までを一貫して押さえる方式をとりました。遺伝子組み換え種子の使用や農薬の多使用につながり、環境を破壊し、市民の食の安全を脅かすこととなります。

遺伝子組み換え種子の交雑により遺伝子汚染が進み、在来種が失われた事例（メキシコのトウモロコシ）、特許権利を侵害したとして訴訟されたケース（遺伝子組み換え作物訴訟、カナダ最高裁判決）もありました。地域独自の伝統品種やブランド品種が失われることにつながりかねません。

種子の多様性が失われることによって、害虫や病気、気候変動に対応できない等、食の安全保障を弱体化させます。

以上の観点から、種苗法改正（自家増殖（採種）禁止法）案を危惧し、貴議会に国に対して働きかけをしていただきたく、お願いいたします。

（請願事項）

- 1 種苗法改正（自家増殖（採種）禁止法）案反対、慎重審議を求める意見書を提出してください。
- 2 食の安全保障や持続可能な農業のために、伝統的な在来品種や農業者を守り、支援する制度を強く求めてください。